競技麻雀同好会規約

前文

(活動理念)

長野高専競技麻雀同好会は社会的ルールを遵守し、技術の向上に努め、健全な運営を行う団体である。

我々は麻雀をギャンブルの対象ではなく、囲碁や将棋のような一つの知的競技と捉え、麻雀の健全性、娯楽性を社会に広めようと考えている。

第1章 総則

(目的)

第1条 長野高専競技麻雀同好会(以下、当同好会という)は、国内における競技麻雀の発展を推進する目的の元で、自身の戦術の強化に努めるべく活動するものである。

(活動)

第2条 当同好会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

第2章 規約

(禁止事項)

第2条 同好会内で、法令に触れる賭け行為の一切を禁止する。

第3条 学内において、同好会の活動外で麻雀を行うことを禁止する。

(入部資格)

第5条 学生であれば、学年および学科を問わず入部条件を満たす。

(入部手続)

第6条 入会手続は、幹部を通じて行う。

2項 メーリングリストを全体連絡の手段とし、当該内容が送信された時点で全体連絡の到達をしたものとみなす。

(退部手続)

第7条 退会手続は、幹部を通じて行う。手続形式は問わない。その際、退会する事由の申告等は不要とする。

2項 正式な退会手続を経て退会した者は、何時でも再入会することができる。

(強制退会)

第8条 第6条 第4条前段に違反する場合または第5条の著しい違反がある場合に、幹部はその者に対する強制退会手続を取ることができる。

2項 当同好会による強制退部措置を受けた者は、その措置を受けたときから6ヶ月を経過したときには、正式な退部手続があったものと推定される。

第3章 役職に係る規定

(役職)

第10条 同好会員内で役職を持つ者を、幹部という。

(幹部)

第11条 幹部は、会長、副会長で構成する。

2項 会長は1名とし、常時任意の幹部を指定して自らの階級を引き渡すことができる。

3項 副会長は1名とし、会長により任命される。

(幹部の権限)

第13条 幹部は、この規則に定める事項の他、幹部会議により運営に必要な決定をすることができる。

(幹部会議)

第14条 幹部会議は、幹部により開催される。会議方式は任意とする。

(選任・解任)

第15条 幹部の選任及び解任方法等については、当面の間、幹部会議の方針に委ねるものとする。

第4章 会費徴収

(規定)

第17条 会費は徴収しない。

第18条 参加費が発生する大会へ出場する際は、会長が徴収・管理し、第7条2項の連絡手段をもって内訳を報告する。

第5章 公式大会等に係る規定

(当同好会主催の大会)

第21条 当同好会主催の大会は、原則として同好会員の参加のみを認める。但し、入部手続を行っていない者であっても入部の意思があれば参加を認める。

2項 大会には参加費を必要としない。

(公式大会等出場資格者)

第22条 公式大会及び当同好会以外が主催する大会(公式大会等)の出場資格者については、これを上級幹部が定めるものとする。

(公式大会)

第23条 公式大会への出場は、前条に定める資格者のみ可能とする。但し、当同好会所属として参加しない場合には、これを妨げることはない。

(当同好会以外が主催する非公式大会)

第24条 前条前段の規定による。

第6章 補足

(規則の改正)

第25条 規則の改正は幹部会議によって承認を行う。規則の改正が承認された場合、公布後即時にこれを施行する。新規則の公布日には、その改正責任者は全体連絡をしなければならない。

以上